

館林地区消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

館林地区消防組合

管理者 多 田 善 宏

館林地区消防組合規則第 3 号

館林地区消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年館林地区消防組合規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 4 条関係）を次のように加える。

別表第 1（第 4 条関係）

14 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1	1 週間の勤務日が 5 日以上とされている職員 10 日の範囲内
	2	1 週間の勤務日が 4 日、1 年間の勤務日の日数が 169 日から 216 日までとされている職員 7 日の範囲内
	3	1 週間の勤務内が 3 日、1 年間の勤務日の日数が 73 日から 120 日までとされている職員 3 日の範囲内
	4	1 週間の勤務日が 1 日、1 年間の勤務日の日数が 48 日から 72 日までとされている職員 1 日の範囲内

別表第 2 第 2 号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法

律第 56 号) 第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をする」に改め、同表中第 9 号を削り、第 10 号から 12 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。